

長島・大野・常松法律事務所

デジタル化の加速・AIの社会実装に伴う社会構造の変化と企業の備え

第四次産業革命の到来

第四次産業革命という言葉が示しているとおり、AIやIoTなどの現実世界とデジタルの世界（サイバー空間）を融合させる技術により、現代社会の構造は変化しつつあり、いわゆるコロナ禍によって、その変化が加速しています。これまでにない急速な社会の変化を前にして、企業にはどのような影響が生じ、どのような対応が求められるのでしょうか。

AIの社会実装に伴うリスクの管理と分配

AI・IoT等の“デジタル化”と直結する分野では、具体的な法執行や紛争解決の場面に変化をもたらす可能性があります。

AIが社会に浸透していけば、その瑕疵を原因とする訴訟が増加することが当然に予想されます。たとえば、ドライバー不在の自動運転車による交通事故をイメージしてみると、責任主体である運転者は存在しないため、メーカーである自動車会社に責任はあるのか、AIの開発担当者の責任まで追及するのかといった責任分配の議論は非常に複雑なものとなり得ます。

問題が発生した場合に責任を負うべき主体が誰かをはっきりさせることは、モラルハザードを避けるという観点からは重要ですが、エンジニアや企業が萎縮すれば却ってイノベーションが停滞してしまうおそれがあります。AIは完璧ではないことを認め、AIに伴うリスクが人間社会の許容範囲に収まると判断した時点で柔軟に導入し、トライ・アンド・エラーを繰り返しながらAIとの共存に徐々に慣れて

いくという姿勢が社会に求められています。

事故原因の究明を促進するという観点からは、自動運転車のように一定の危険を伴う製品については専用の保険を準備し、被害者の救済は保険でまかなうこととして、各技術者が個人責任に過度におびえることなく原因究明を行うことができる制度を整備することも考えられます。

このように、AIがもたらす恩恵を享受しつつ、その社会実装に伴い生じるリスクに関する対応について、AIの発達や活用範囲の拡大に応じて最適解を探りながら、社会全体のなかで合意形成していく必要があるといえます。

垂直的統治モデルから 水平的統治モデルへ

国の統治モデルの移行という観点からは、次のような論点が指摘できます。

より大きな視点から見ると、政府が詳細なルールを事前に制定し、規制当局が定期的にモニタリングを行い、問題が発覚すれば規制当局や司法がエンフォースメントを行うという政府主導の伝統的な垂直的統治モデルが前提とする社会像はもはや失われつつあります。

「イノベーションを促進するガバナンス」という目的を実現するためには、社会の構成員である、政府、企業、コミュニティ・個人が互いに協力し、ガバナンスの担い手としてのそれぞれの責任を果たすような、共同規制のモデル（水平的統治モデル）へと移行することが望ましいです。

そこでは、国の統治モデルとしての「ガバナンス」と企業の「コーポレートガバナンス」が連続的なつながりを持つことになり、企業は、ガバナンスにお



藤原総一郎弁護士



深水大輔弁護士

けるルールの策定、モニタリング、エンフォースメントの各プロセスに参加しつつ、みずからの置かれた状況をふまえ、その継続性を意識しながら、リスクベースによるコンプライアンス・プログラムの運用を通じてリスク管理を行うことが求められます。これに対して、政府の役割は、ルールの策定者から、前記のプロセスに企業が積極的に参加することを促すためのインセンティブの設計者にシフトします。

企業においては、問題発生時に“なぜこのようなリスク管理を行っているのか”“原因分析やそれに基づく再発防止策をどのように実施するか”という問いに対して説明責任を果たせる体制を整備しておくこと（アカウントビリティ）が今以上に重要になります。問題となる事象を“点”ではなく“線”で捉え、個別事象をリスク管理のサイクルから切り離すことなく、サイクル改善の要素として捉える姿勢が求められてくると思われれます。

デジタル化を見据えた企業の体制整備

企業に目を向ければ、電子署名（印鑑廃止）の導入や紙の契約書に代わる契約の電子管理システム導入といった“デジタル化”が主要企業で進行し、GDPR等のグローバルな個人情報関連の法規制対応の一環として社内データの整理や情報管理体制の整備も多くの企業により実施されている一方で、業務執行・監督機関への情報吸上げの仕組みが不十分な会社も依然として数多く存在するという問題があります。

真の意味で“デジタル化”に対応していくためには、単に書面を電子データにするだけでは足りず、同時に社内の業務プロセスを見直し、情報の吸上げや意思決定の方法などを含むガバナンス構造そのも

のを見直していく必要があるということになります。そこまで検討が進んでいる企業のほうが少ないのが実態でしょう。

当事務所の資本業務提携先であるMNTSQ（モンテスキュー）は、このような趨勢をふまえた企業の取組みをサポートすべく、契約書の電子管理、AIによる情報検索・分析を可能とするシステムを開発し、実証実験を成功裏に完了しています。各企業における“デジタル化”を見据えた対応実現のツールとしての有用性が期待されます。

“デジタル化”を見据えた内部統制・意思決定モデルの改革の素地が整い、ガバナンスモデルの移行のような大きな波が企業全体に及ぶにはまだ一定の時間を要するというのが冷静な見方でしょうが、直近の社会の急速な変化をふまえると、予想以上に早く訪れるかもしれません。当事務所も、さまざまな段階にある企業のニーズに応えられるよう、準備を進めているところです。

長島・大野・常松法律事務所

弁護士数：501名（日本弁護士461名、外国弁護士40名）
（2020年11月1日現在）
広告責任者：杉本文秀（東京弁護士会）
〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
TEL：03-6889-7000（代表）
URL：www.noandt.com
Mail：info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所／
MNTSQ株式会社（編）
『LegalTech』
（金融財政事情研究会）

長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所である。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイおよび上海にオフィスを構えるほか、北京にも弁護士を派遣している。同事務所は、日本のリーディングファームとして数々の大型案件を手掛け、あらゆる分野の法律問題に対応してきた実績に基づき、企業が必要とするさまざまなリーガルサービスをワンストップで提供できる体制を整えている。多岐にわたる分野の専門的知識と実績をもつ弁護士が機動的にチームを組み、質の高いアドバイスや実務的支持を行っている。